

びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成を目的とした 大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業 事務局規程

2020年9月18日 制定

(目的)

第1条 この規程は、びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会組織規程第7条に定める事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局は以下の者をもって構成する。

- (1) 幹事校 2名
- (2) 各大学・短期大学（幹事校を除く） 1名
- (3) 各自治体 1名
- (4) 各産業界 1名
- (5) その他事務局長が指名する者 若干名

(業務)

第3条 事務局は、びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業（以下「プラットフォーム事業」という。）の事務を処理するため、以下の業務を行う。

- (1) プラットフォーム事業に関する全体調整
- (2) プラットフォーム事業の経理に関すること
- (3) その他プラットフォーム事業の運営に関し必要な事項

(事務局長)

第4条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は事務局から互選により任命する。
- 3 事務局長の任期は、1事業年度間とする。ただし、次の事務局長就任まで職務を遂行するものとし、再任を妨げないものとする。
- 4 事務局長は会議を招集し、その議長となる。
- 5 事務局長に職務遂行ができなくなったときは、あらかじめ事務局長が指名する者がその職務を代行する。

(その他)

第5条 本規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事

業連携協議会の議を経て、協議会長が定める。

附 則

この規程は、2020年9月18日から施行する。